

芳賀中部上水道企業団

入札参加者心得

芳賀中部上水道企業団総務係

TEL 028-677-1661

FAX 028-677-3789

1 趣旨

この心得は、芳賀中部上水道企業団が発注する建設工事及び建設関連委託業務等の入札参加者が守らなければならない事項について定めたものです。

2 関係法令等の遵守

入札参加者は、地方自治法、同施行令、建設業法、芳賀中部上水道企業団契約規則、芳賀中部上水道企業団建設工事等執行規則その他関係法令並びにこの心得を遵守してください。

3 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

4 予定価格

原則として予定価格は、公表とします。

5 指名通知

- (1) 「入札のお知らせ」（案件名、入札日、設計書郵送日等）をファックスで送付します。
- (2) 「建設工事等請負の入札について」（以下「指名通知書」という。）は、設計書等郵送の際に送付します。

6 現場説明（設計書閲覧）について

設計書等は、郵送しますので、来庁の必要はありません。

7 設計書等に対する質問及び回答

設計書等に疑義がある場合は、文書にて説明を求めることができます。指名通知書に記載された質問締切日までに、ファックス等により発注係に提出してください。回答は、ファックスにより指名業者全員に送付します。

8 入札参加

- (1) 入札参加者は、設計書、図面、仕様書、現場等を熟覧のうえ入札に参加してください。
- (2) 入札参加者は、指名通知書に記載された時刻までに、指定された場所に集集してください。

9 入札保証金

入札保証金は、指名通知書に特に記載のある場合を除き、免除とします。

10 積算内訳書の提出

積算内訳書は、入札書とともにホチキス止し、封筒に入れて入札してください。

11 入札執行

入札書の記載方法と提出方法は次のとおりです。提出する前に誤りがないか十分確認してください。

- (1) 入札書は、芳賀中部上水道企業団様式を使用してください。
- (2) 入札参加者は、指定の日時に指定の場所において入札書を提出してください。なお、指定した時刻までに入札会場に入場しない者は失格とし、その入札に参加することができません。
- (3) 代理人が入札する場合、案件ごとに委任状を提出してください。この場合、入札書には入札参加者の所在地、商号又は名称及び代表者の記名押印のほか、代理人が記名押印しなければなりません。
- (4) 入札金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（課税事業者にあつては、税抜き金額）を入札書に記載してください。
- (5) 入札書は、鉛筆やその他消えやすい用具を使わず、丁寧に記入してください。
- (6) 入札書に記載する金額は、アラビア数字（1、2、3・・・）を用いて正確に記入し、金額の頭に¥の記号をつけてください。また、誤って記入したときは、入札金額を訂正しないで新しい入札書を使用してください。
- (7) 入札参加者は、他の入札参加者の代理をすることはできません。
- (8) 代理人は、同一入札について2人以上の入札者を代理することはできません。
- (9) 入札回数は1回とします。
- (10) 予定価格を超える金額の入札については、失格とします。

12 入札書の引き換え等の禁止

一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

13 無効となる入札

次のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- ③ 代理人が委任状を持参しなかった入札
- ④ 入札書に所在地、商号又は名称及び代表者の記名押印がない入札
- ⑤ 代理人が入札する場合、代理人の記名押印のない入札書による入札
- ⑥ 入札書の金額を訂正した入札
- ⑦ 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札
- ⑧ 同一の入札において他の入札者を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札
- ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

14 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- (2) 入札を辞退するときは、入札執行前には、入札辞退届を総務係に提出し、入札執行中には入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に提出してください。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な扱いを受けるものではありません。

15 開札

- (1) 開札は、指名通知書に定めた場所及び日時において、入札終了後直ちに入札者立会のもとで行います。
- (2) 開札にあたっては、原則として最低の価格をもって申込みをした者とその価格のみを発表しますので、内容に疑義のある方は、即刻申し出てください。

16 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

17 最低制限価格を設けている入札

あらかじめ最低制限価格を設定してある案件については、最低制限価格を下回った価格で入札した者は失格とし、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の

価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

18 分離分割方式（取り抜け発注）の入札

- (1) 分離分割発注案件については、指名通知書に対象案件名及び開札順序を明記します。
- (2) 分離分割発注の入札にあつては、先に開札した案件の落札者は、後の案件の入札には参加できません。

19 開札の結果、最低価格入札者が2者以上になった場合

落札となるべき同価格の入札をした者（最低価格入札者）が2人以上いる場合は、直ちに当該入札者によるくじ引きで落札者を決定します。この場合、くじを辞退することはできません。もし、くじを引かない者がある場合は、地方自治法施行令第167条の9により当該入札に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定します。

20 入札の中止及び延期について

- (1) 入札参加者が談合し又は不正不穩の行動をするなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中止又は延期することがあります。
- (2) 天災その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を中止することがあります。